

議案第 4 5 号

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 3 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

瑞穂町下水道条例（昭和 5 4 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中第 3 9 項を第 4 0 項とし、第 2 7 項から第 3 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 6 項の次に次の 1 項を加える。

2 7	1・4－ジオキサン	1 リットルにつき 0. 5 ミリグラム以下
-----	-----------	---------------------------

別表第 5 備考中「この表の 2 7 の項、3 0 の項、3 1 の項及び 3 5 の項から 3 9 の項までの規定」を「この表の 2 8 の項、3 1 の項、3 2 の項及び 3 6 の項から 4 0 の項までの規定」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 附則別表の左欄の項目に関し、同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場から公共下水道に排除される下水についての下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第12条の2第3項及び法第12条の11第1項第2号の規定により条例で定める水質の基準は、この条例の施行の日から3年間（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する工場又は事業場にあつては、2年間）は、この条例による改正後の瑞穂町下水道条例別表第5の27の項の規定にかかわらず、附則別表の中欄の業種に応じ、それぞれ当該右欄に定める数値未満とする。

附則別表

項目	業種	数値
1・4ー ジ オキサン (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	感光性樹脂製造業	200
	エチレンオキサイド製造業	10
	エチレングリコール製造業	
	ポリエチレンテレフタレート製造業	2

瑞穂町下水道条例 新旧対照表

新			旧		
別表第1から別表第4 略 別表第5(第12条の2関係)			別表第1から別表第4 略 別表第5(第12条の2関係)		
略	略	略	略	略	略
<u>27</u>	<u>1・4—ジオキサン</u>	<u>1 リットルにつき 0.5ミリグラム以下</u>	<u>27</u>	略	略
<u>28</u>	略	略	<u>28</u>	略	略
<u>29</u>	略	略	<u>29</u>	略	略
<u>30</u>	略	略	<u>30</u>	略	略
<u>31</u>	略	略	<u>31</u>	略	略
<u>32</u>	略	略	<u>32</u>	略	略
<u>33</u>	略	略	<u>33</u>	略	略
<u>34</u>	略	略	<u>34</u>	略	略
<u>35</u>	略	略	<u>35</u>	略	略
<u>36</u>	略	略	<u>36</u>	略	略
<u>37</u>	略	略	<u>37</u>	略	略
<u>38</u>	略	略	<u>38</u>	略	略
<u>39</u>	略	略	<u>39</u>	略	略
<u>40</u>	略	略			
備考 この表の <u>28の項</u> 、 <u>31の項</u> 、 <u>32の項</u> 及び <u>36の項</u> から <u>40の項</u> までの規定は、1日当たりの下水の平均的な排出量が50立方メートル未満の使用者については、適用しない。			備考 この表の <u>27の項</u> 、 <u>30の項</u> 、 <u>31の項</u> 及び <u>35の項</u> から <u>39の項</u> までの規定は、1日当たりの下水の平均的な排出量が50立方メートル未満の使用者については、適用しない。		
別表第6 略			別表第6 略		
附 則					
(施行期日)					
1 この条例は、公布の日から施行する。					
(経過措置)					

2 附則別表の左欄の項目に関し、同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場から公共下水道に排除される下水についての下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第12条の2第3項及び法第12条の11第1項第2号の規定により条例で定める水質の基準は、この条例の施行の日から3年間(ポリエチレンテレフタレート製造業に属する工場又は事業場にあつては、2年間)は、この条例による改正後の瑞穂町下水道条例別表第5の27の項の規定にかかわらず、附則別表の中欄の業種に応じ、それぞれ当該右欄に定める数値未満とする。

附則別表

項目	業種	数値
1・4— ジオキ サン (単位 1リッ トルに つきミ リグラ ム)	感光性樹脂製造業	200
	エチレンオキサイド 製造業	10
	エチレングリコール 製造業	
	ポリエチレンテレフ タレート製造業	2